

# 佐賀市 中央大通り土地利用プランニング支援事業補助制度のお知らせ！！

佐賀市では、中央大通り沿線の将来像の実現に向けて、土地利用方針に沿った機能配置を促していくため、中央大通り沿線において民間建築物の整備に向けた基本計画の企画・立案に取り組む方々を支援します！

## 補助対象事業

■中央大通り沿線エリアにおいて民間建築物の整備に向けた基本計画の企画・立案を行う事業

☞「基本計画」とは・・・

建築物の新築、増改築、改修に係る企画、基本設計等や事業内容・収支に係る計画をいいます。



〔要件〕※次の要件をすべて満たすことが必要です。

- 基本計画は、基本設計等（基本設計、立面図、平面図、配置図）を含むこと。
- 基本設計等は、建築士（一級／二級／木造建築士）が作成するものであること。
- 基本計画の企画・立案に当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。
  - ✓補助事業者が選定する専門家等から助言等を受けること。
  - ✓基本計画に基づき、民間建築物を整備する予定であるとの意思を有すること。
  - ✓佐賀市中央大通りトータルデザインのデザインガイドライン（沿道建築物等）を踏まえた内容とすること。

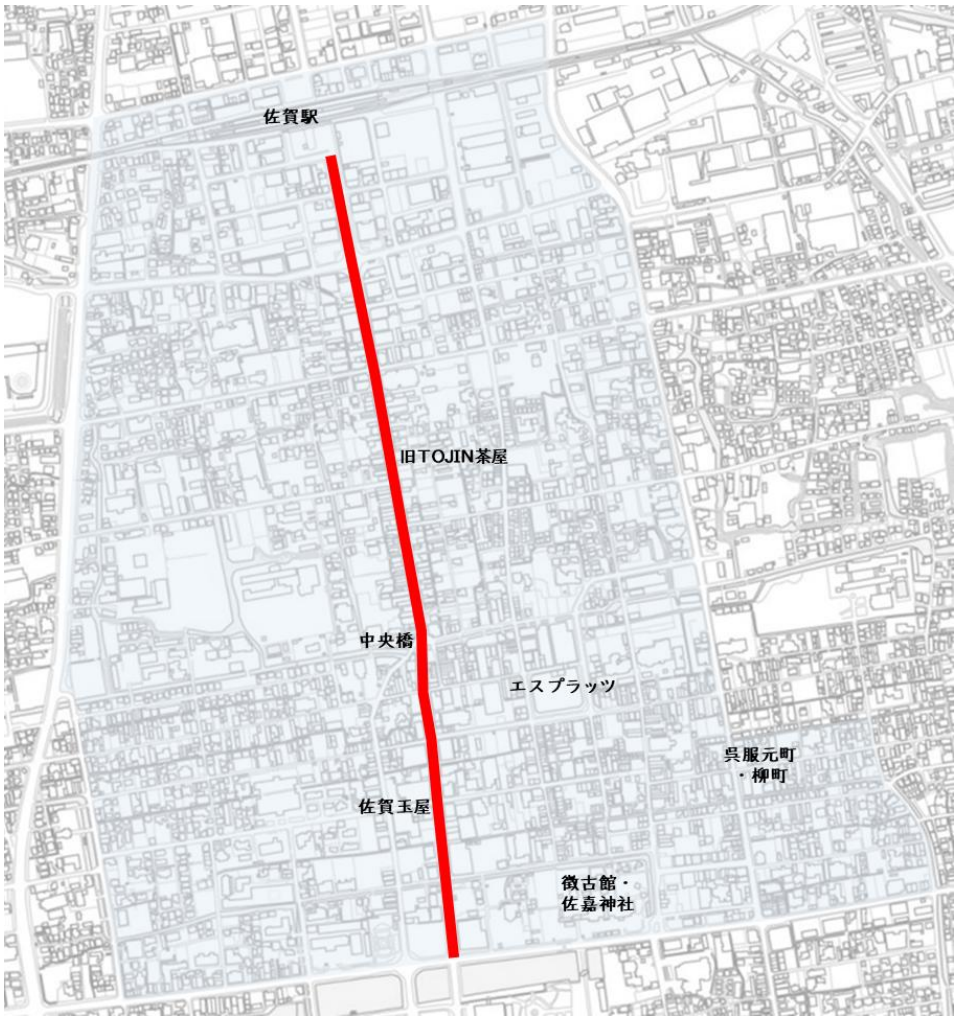
☞「専門家等」とは・・・

基本計画を企画・立案するための必要な建築、不動産、事業運営等に関する専門的な知識や資格等を有する者をいいます。

☞事業内容が次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- ✓自宅の新築等の単なる居住機能の整備のみを目的とする基本計画を企画・立案するもの
- ✓政治的活動または宗教的活動を主たる目的とするもの
- ✓公序良俗に反するもの
- ✓国、県その他の公的機関から補助金の交付を受けているもの 等

## 対象エリア（中央大通り沿線エリア）



上図の ■ で示した道路（県道佐賀停車場線）に接する敷地

## 補助率・補助上限額

- 補助率           ：補助対象経費の **3/4** 以内
- 補助上限額   ：1件につき **150万円** 以内

## 補助対象経費

- 補助事業の実施に要する経費のうち次に掲げるもの
  - ・報償費（専門家等に対する謝金）
  - ・旅費交通費（専門家等に対する交通費）
  - ・使用料及び賃借料（会議室使用料等）
  - ・委託費（調査、基本設計、図面作成等の専門的な技術を要する部分の外注費）
- ※次に掲げるものは、補助対象となりません。
  - ・人件費
  - ・金融機関への振込手数料
  - ・財産取得費
  - ・施設維持管理費
  - ・消費税額及び地方消費税額 等

※予算上限により、申請受付を終了する場合があります。

## 申請手続（フロー図）

### 申請者の手続

#### ① 交付申請

- ✓ 交付申請書 【様式あり】
- ✓ 事業計画書 【様式あり】
- ✓ 収支予算書 【様式あり】
- ✓ 誓約書 【様式あり】
- ✓ 市税の完納証明書
- ✓ 補助対象物件の概要が分かる資料（登記事項証明書等）
- ✓ 現況写真
- ✓ 経費内訳が分かるもの（見積書等）
- ✓ 基本設計等を作成する建築士の資格が確認できる書類
- ✓ 事業承諾書【様式あり】 ※対象者のみ

#### ④ 事業実施

#### ⑤ 事業完了

#### ⑥ 実績報告

- ✓ 実績報告書 【様式あり】
- ✓ 事業報告書 【様式あり】
- ✓ 収支決算書 【様式あり】
- ✓ 企画・立案した基本計画
- ✓ 委託費に係る業務契約書の写し
- ✓ 支払根拠となる資料（領収書の写し等）

#### ⑨ 交付請求

- ✓ 交付請求書 【様式あり】

補助金

### 佐賀市の手続

市の交付決定前に事業着手する場合は  
交付決定前着手届を提出

申請

#### ② 書類審査

- 審査基準に基づく事業内容の審査

適当

#### ③ 交付決定通知

通知

報告

事業完了日から30日以内または  
令和9年3月31日のいずれか早い日までに報告

#### ⑦ 完了検査

適当

#### ⑧ 補助金確定通知

通知

請求

#### ⑩ 補助金交付手続

交付

## ■問い合わせ先

佐賀市 中心市街地振興室 戦略係

☎ 0952-40-7100

✉ [shigaichi@city.saga.lg.jp](mailto:shigaichi@city.saga.lg.jp)

〒840-8501

佐賀市栄町1番1号

（佐賀市役所 本庁舎6階）

制度の詳細、交付要綱、募集要領、申請様式等は、  
佐賀市ホームページをご確認ください！

中央大通り 土地利用 プランニング

